

平成 年 月 日
氏名 1男 2女 1男 2大 3昭 4平 生

【留意事項】

- 1 月初め(月の途中から入院又は転棟してきた場合には、入院又は転棟時)に必ず患者の状態等に応じて、該当する区分に「○」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなくなった場合には、該当日に「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。
- 2 頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

I 算定期間に限りがある区分

Table with columns for medical division (医療区分3), period (期間), and days (1-31). Rows include conditions like '24時間持続して点滴を実施している状態' and '尿路感染症に対する治療を実施している状態'.

II 算定期間に限りがない区分

Table with columns for medical division (医療区分3, 2), star (☆), and days (1-31). Rows include conditions like 'スモン', '医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態', and '筋ジストロフィー症'.

Summary section with checkboxes for '医療区分3の該当有無', '医療区分2の該当有無', and '医療区分3・2いずれも0(医療区分1)'. Includes a small grid for days 1-31.

Ⅲ ADL区分評価

【留意事項】

月初め(月の途中から入院又は転棟してきた場合には、入院又は転棟時に)、必ず各項目に評価点(0~6)を記入することとし、その後ADLが変化した場合に該当日に評価点を記入すること。なお、該当日以降に各区分のADLの変化がなければ記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
a ベッド上の可動性																																
b 移乗																																
c 食事																																
d トイレの使用																																
ADL得点(合計得点0~24)																																

患者の状態像評価

【留意事項】

月初め(月の途中から入院した場合に、入院時に)、必ずⅠ~Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「○」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

医療区分の評価		ADL区分の評価		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
A	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3~1	ADL得点0~24																														
B	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3~2	ADL得点11~24																														
C	医療区分1	医療区分2の評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分1	ADL得点0~11																														
D	医療区分3	医療区分3の評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点23~24																														
E	医療区分1	医療区分1の評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分2~1	ADL得点0~22																														

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。ただし、該当する疾患又は状態等について全て記入することが困難である場合にあっては、主となる疾患又は状態等の記入でも差し支えないこと。

主治医 _____ (印)

注1

- ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者
- イ 「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。)(別表第五の二の患者は除く。)
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
- エ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

注2

- ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者
- イ 「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。)(別表第五の二の患者は除く。)
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等(別表第五の二の患者は除く。)